

入園中又は 第1希望の施設名		児童氏名		生年月日	年	月	日
-------------------	--	------	--	------	---	---	---

こども園(長児部)・保育園等入園に関する確認票

※以下の内容をよくご確認のうえ、右端の全ての口にチェックをしてください。

確認項目	チェック (確認済み)
虚偽の申込みをした場合、入園内定及び決定(承諾)を取り消します。	<input type="checkbox"/>
申請書や提出書類で不明な点があった場合、職場やご家庭に確認の電話をする場合があります。	<input type="checkbox"/>
申込み後、ご家庭の状況(就労状況等)に変更があった場合は、必ずご連絡ください。 ※連絡がなく変更が判明した場合、入園内定及び決定(承諾)を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
申込みを取り下げたい場合、または入園の内定及び決定(承諾)を辞退したい場合、必ずご連絡のうえ、取り下げ及び辞退の旨を書面にてご提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
「求職活動」の方の入園承諾期間は、入園日から3か月となり、「保育短時間認定」となります。 期限内に就労証明書の提出がない場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
「就労」での保育利用要件は『月64時間以上』勤務していることです。要件に該当しない場合、「就労」を理由として入園することはできません。	<input type="checkbox"/>
該当する保育の必要性の事由及び勤務時間等に基づき、山武市が保育必要量(「保育標準時間認定」「保育短時間認定」)を認定する為、ご希望の保育時間に添えない場合があります。	<input type="checkbox"/>
離婚されてもお子さんと同居している場合、別居されていても離婚が成立していない場合には、父母の税額を合算のうえ、保育料を算定します。	<input type="checkbox"/>
保護者の他に同居する親族(祖父母等)がいる世帯で、保護者の当該年度の市民税額が非課税かつ一定収入以下の場合は、同居する親族等の市民税所得割額で保育料を算定します。	<input type="checkbox"/>
保育料等が滞納となった場合、督促状・催告書が発行されるほか、市役所職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでも納付がない場合、財産の差押え等を行うことがあります。また、保育料の収納情報を園に提供することがあります。	<input type="checkbox"/>
申込書は、入園希望月の属する年度内のみ有効です。翌年度の入園(継続)申込は、別途必要となります。	<input type="checkbox"/>

本確認票の記載事項について全て確認しました。

年 月 日

保護者氏名(父)

保護者氏名(母)